

令和8年度

岩名運動公園テニスコート照明施設等

詳細設計業務委託

特記仕様書

佐倉市 都市部 公園緑地課

第1章 総 則

第1条 適 用

この特記仕様書は、岩名運動公園テニスコート照明施設等詳細設計業務委託（以下、「本業務委託」という。）に関し、受注者が守らなければならない事項を特に定めたものである。

この特記仕様書は、千葉県が定める設計業務共通仕様書（最新版）（以下、「共通仕様書」という。）に記載されている特記仕様書であり、本業務委託に適用する。また、本特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書を適用するものとする。

なお、共通仕様書による成果品等の電子納品項目については、適用しないものとする。

第2条 業務委託の目的

本業務委託は、全天候型舗装テニスコート（3面コート×2箇所）において夜間利用を可能とするための照明設備の新設及びそれに伴う既設高圧受変電設備（キュービクル）の改修に必要な詳細設計を実施し、工事施工に必要な図書を作成することを目的とする。

第3条 受注者の義務

受注者は、契約の履行に当たって業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

また、受注者は、本業務の遂行に必要な知識及び技術を有し、かつ、本業務に類する業務の実績を有する者を配置するものとする。

受注者は、設計業務等における管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、発注者に通知するものとし各技術者の雇用の確認ができる書類（健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）を提出すること。なお、管理技術者は、照査技術者及び担当技術者を、照査技術者は、担当技術者を兼ねることはできないものとする。

配置予定技術者に関する条件は、以下のとおりとする。

（1）管理技術者

管理技術者には、次の資格を有する者を配置すること。

- ・技術士（電気電子部門又は建設部門）若しくは RCCM（電気電子部門）の資格を有すること。

（2）照査技術者

照査技術者には、次の資格を有する者を配置すること。

- ・技術士（電気電子部門又は建設部門）若しくは RCCM（電気電子部門）の資格を有すること。

（3）担当技術者

担当技術者には、次の資格を有する者を配置すること。

- ・技術士（電気電子部門又は建設部門）若しくは RCCM（電気電子部門）の資格を有すること。

（4）業務実績

- ・受注者は、本業務を遂行するため、過去10年以内に、高圧受変電設備（キュービクル）及び

LED 照明の設計に係る業務実績を有していること。なお、高圧受変電設備（キュービクル）及びLED照明の設計に係る業務実績については、同一の業務における実績でなくても構わない。

第4条 業務の着手

受注者は、共通仕様書に記載されている期間内に着手しなければならない。この場合において、着手とは、担当技術者が設計業務を実施するにあたり、事前に調査職員と打合せを行うことをいう。

第5条 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類各1部を速やかに提出しなければならない。

契約時

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表(計画)、業務計画書
- (3) 管理技術者通知書（経歴書、資格証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）
- (4) 照査技術者通知書（経歴書、資格証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）
- (5) 担当技術者通知書（経歴書、資格証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し等）

完了時

- (1) 業務完了報告書、検査願
- (2) 納品書、業務工程表(実績)、照査管理資料、打合せ簿

検査終了時

- (1) 委託業務成果品引渡申出書
- (2) 請求書
- (3) 調査職員が提出を求めた資料

第6条 業務の協議及び指示等

受注者は、業務を履行するにあたり、契約に基づき佐倉市が別に定める調査職員と常に密接な連絡を取り、その協議及び指示等を受けなければならない。

受注者は、特記仕様書の解釈に疑義が生じた事項や特記仕様書等に明記していない事項については、調査職員と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

第7条 現場補償

本業務遂行のための伐採、工作物の一時使用その他損害又は補償の対象となる事項が生じるおそれがある場合は、事前に調査職員と協議するものとする。調査職員の指示又は協議によらず、受注者の判断により行った行為に起因して事故、損害又は第三者への補償が生じた場合は、受注者

の負担により処理するものとする。

第8条 事故の防止

受注者は、傷害その他事故の発生を未然に防止するよう努めるとともに、労働基準法その他関係法を遵守し、円滑に業務を行わなければならない。事故損害等の生じた場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

第9条 事故発生時における報告

事故損害等を生じた場合、速やかに調査職員に報告し、指示に従わなければならない。

第10条 関係官公庁への手続き等

受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

受注者が関係官公庁から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し、協議するものとする。

第11条 土地への立入り等

受注者は、屋外で行う業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

受注者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほか、調査職員と協議により定めるものとする。

第12条 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。

第13条 打合せ協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、担当技術者と調査職員は常に密接に連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、担当技術者と調査職員は打合せを実施し、打合せ後は速やかに記録簿を提出すること。

受注者は、特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第14条 成果品

受注者は、下記成果品等を提出するものとする。

- | | | |
|--------------|-----------------|----|
| (1) 報告書、概要版 | 製本サイズ：A4 | 2部 |
| (2) 成果図面 | A3判(縮小版)平綴じ | 2部 |
| (3) CD-R 報告書 | 一式(PDFファイル) | 2枚 |
| 成果図面 | 一式(SFC、PDFファイル) | |

報告書及び図面で使用したオリジナルファイルについても収納すること。

図面データ以外はWindows版MSOffice形式(Word及びExcel形式)で作成すること。

成果品については、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

(4) 打合せ記録簿

(5) その他資料(調査職員の指示による)

成果品に対する責任範囲

受注者は、本業務完了後であっても、誤測、成果品の瑕疵又は不備が発見された場合は、速やかに訂正しなければならない。また、これに要する費用は、受注者の負担とする。

成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、発注者とする。受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

第15条 事業期間

事業期間は、契約日から令和9年3月10日までとし、必ず遵守すること。

また、工事の概算費用について、令和8年12月25日までに一度提出することとし、事業期間内であっても、業務のうち完了したものについては提出を求める場合がある。

第2章 設 計

第16条 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとし、利用状況、地域性、施工性、経済性、維持管理性等を総合的に勘案し、照明設備の新設及びそれに伴う高圧受変電設備（キュービクル）の改修について十分に検討し、設計図書を作成すること。

（１）与条件の確認及び調査

受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、現地の詳細調査を実施し、設計図書に示す業務内容を確認し、現況特性や周辺の公園緑地整備の状況等について最新の状況を把握すること。また、各種適用設計条件や設計基準について十分に整理すること。

（２）詳細設計の検討

岩名運動公園内における全天候型舗装テニスコート（3面コート×2箇所）において、夜間利用を可能とするための照明設備について検討を行う。照明設備については、必要な照度及び均斉度を確保できる配置について検討し、照明分布図を作成するとともに、照明器具の仕様、照明柱の位置及び高さ、制御方法、利用状況、施工性、経済性、維持管理性等、各種指針、基準等を考慮した複数案を提示すること。

また、電気の供給については、既設の高圧受変電設備（キュービクル）から受電することを前提とし、変圧器容量、負荷容量、余裕容量、計器類及び盤内スペース等について確認すること。なお、テニスコート脇の既設トイレの建替え及び弓道場の新設が見込まれていることから、将来必要となる電気容量、配管ルート、分電盤の設置位置、高圧受変電設備の改修又は増設の必要性について検討し、整備方針について調査職員と協議すること。

（３）詳細設計図の作成

各種検討の結果を踏まえ、詳細設計平面図、配置図、立面図、単線結線図、配線図、電源系統図、管路詳細図、構造図その他工事の発注に必要な図面について作成すること。

（４）数量計算

詳細設計図による施工数量や材料の計算、詳細設計に要した計算書等を取りまとめること。

（５）概算工事費の算出

工事単価及び見積徴取（3者以上）による単価に基づき、概算工事費を算出する。

（６）詳細設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

（７）照査

以下の項目について照査を実施すること。

- ①基礎情報や敷地情報の把握、設計計画の適正さの照査
- ②設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ③成果品の内容の適正性の照査

なお、照査結果に不備があれば照査技術者の確認のもと、訂正を行う。

第17条 打合せ

業務着手時1回・中間時1回・成果品納入時1回とし、合計で3回以上実施するものとする。

また、本業務履行中は、連絡を密に行い、進捗状況に応じて随時報告をしなければならない。なお、その際の会議録は、受注者が、打合せ後速やかに作成し、発注者へ提出するものとする。

第18条 品質確保

受注者は、業務の的確な履行による成果品の品質保証の取組みを実施するため、ISO9001の認証を取得しているものとし、同規格に基づき適正な品質管理に努めなければならない。

第19条 附 則

業務実施情報の作成及び登録

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。ただし、調査職員の下承を得た場合には、電子データでの提出を認めるものとする。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

総括表

佐倉市役所				委託番号					提出年月日				
課長		班長		設計者		浄書校合							
年度 科目		令和 8 年度		第 7 款 土木費		第 3 項 都市計画費		第 6 目 公園費		第 12 節 委託料		第 細節	
公園名													
委託名		岩名運動公園テニスコート照明施設等詳細設計業務委託											
委託場所		佐倉市岩名地先							委託施工方法		請 負		
									委託日数				
委託費総額				円									
委 託 価 格				円									
消費税相当額				円									

設 計 説 明	・電気設備詳細設計 ・打合せ協議	一式 一式
------------------	--	----------

委 託 数 量 総 括 表

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本委託費		式	1			
設計業務		式	1			
実施設計		式	1			
実施設計		式	1			
電気設備詳細設計		式	1			
共通		式	1			
共通(設計業務)		式	1			
打合せ等		式	1			
打合せ	中間 1 回	業務	1			
直接人件費計		式	1			
直接経費		式	1			

委 託 数 量 総 括 表

付 属 1

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接経費		式	1			
旅費交通費		式	1			
旅費交通費(宿泊・滞在伴わない ・設計業務等)		式	1			
直接原価計		式	1			
間接原価		式	1			
その他原価		式	1			
業務原価		式	1			
一般管理費等		式	1			
業務価格		式	1			
消費税及び地方消費税相当額		式	1			
業務委託料計		式	1			